

一般社団法人全国浄化槽団体連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水環境の保全に大きな役割を果たし、公共施設として経済・財政の効率化に資する浄化槽の整備促進のため、浄化槽の普及・啓発を図るとともに、浄化槽業界の健全な発展を図り、もって国民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽に関する法令・制度の普及促進、要望
 - (2) 浄化槽に関する行政事務・施策への協力
 - (3) 浄化槽に関する知識の普及・啓発
 - (4) 浄化槽の機能保証制度（浄化槽の施工上の瑕疵の修補に係る保証制度をいう。）の推進
 - (5) 浄化槽の施工及び管理の改善、指導
 - (6) 浄化槽に関する技術の向上
 - (7) 浄化槽に関する各種の講習会、研修会等の開催
 - (8) 浄化槽に関する情報の収集、伝達
 - (9) 浄化槽に関する調査研究
 - (10) 機関紙、図書その他浄化槽に関する印刷物の発行
 - (11) 浄化槽の整備を円滑に推進するための事業
 - (12) 浄化槽台帳管理システムの推進
 - (13) 浄化槽に関するコンサルタント業務
 - (14) 環境省からの受託業務
 - (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次条の規定によりこの法人の会員となった以下の者をもって構成する。

- (1) 正会員 浄化槽に関する事業を営む者が都道府県を単位として組織する法人であって、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 特別会員 浄化槽法第57条の規定により指定を受けた検査機関(正会員であるものを除く。)であって、この法人の目的に賛同して入会した法人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同しその事業を賛助するため入会した団体。

- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 法人たる会員にあっては、法人の代表者として、この法人に対してその権利を行使する者（以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において定める入会金及び会費に関する規程に基づく額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1） この定款その他の規則に違反したとき。
- （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3） その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1） 任意退会したとき。
- （2） 除名されたとき。
- （3） 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- （4） 総正会員が同意したとき。
- （5） 会員である法人又は団体が解散したとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (8) 入会金及び会費の額又はその規程
 - (9) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
会長は、この請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1法人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(欠勤)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、代理権を証明する書面をあらかじめこの法人に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

- 3 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間終了時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会において正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上30名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、9名以内を副会長、2名以内を専務理事又は常務理事とする。
- 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事は、正会員の指定代表者から選任するものとする。ただし、理事のうち2名以内は、正会員以外の者から選任することができる。
- 4 監事は、正会員の指定代表者から選任するものとする。ただし、監事のうち1名は、正会員以外の者から選任することができる。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特殊な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議により、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求し、若しくは、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問、相談役及び参与)

第 29 条 この法人に、任意の機関として、顧問 5 名以内、相談役 3 名以内、参与 3 名以内を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営の基本方針について、相談役は、この法人の運営の重要な事項について、参与は、この法人の運営の具体的方法について、それぞれ会長の諮問に応じて

意見を述べ、又は会長の要請に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

- 4 顧問、相談役及び参与は、無報酬とし、第 26 条第 1 項、第 28 条第 2 項の規定を準用する。
- 5 その他委嘱に当たって必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 総会の日時及び場所並びに目的たる事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (6) 顧問、相談役及び参与の推薦
 - (7) 評議員の推薦
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 第 25 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的たる事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 評議員会

(評議員会)

第 38 条 この法人の事業実施に当たり必要あるときは、任意の機関として、理事会の定めるところにより、評議員会を設けることができる。

2 評議員会は会長及び評議員をもって構成する。

3 評議員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。評議員は、無報酬とする。

4 評議員の委嘱を解く場合は、理事会の同意により会長がこれに当たる。

5 評議員会は、会長が必要と認めたときにこれを開催し、この法人の運営に関し会長より諮問された事項を審議検討する。

6 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

7 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

8 評議員会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

9 やむを得ない理由のために会議に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、行使した議決権の数は、出席した評議員の議決権の数に算入する。

第 8 章 正副会長会、委員会、部会

(正副会長会)

第 39 条 この法人に、理事会の円滑な運営に資するため、「正副会長会」を置く。

2 「正副会長会」は定款第 22 条第 2 項に掲げる者をもって構成する。

3 「正副会長会」は次の事項を協議する。

(1) 全浄連の事業促進のため各地区の意見を取り纏めること。

(2) 「理事会」の円滑な運営のため審議事項の準備並びに調整に関すること。

(3) 「理事会」の議決に伴う業務執行の具体案の作成に関すること。

4 「正副会長会」は会長が必要と認めたとき会議を招集する。この場合、開催の日時、開催の場所、会議の目的事項を記載した書面により、開催予定日の一週間前までに通知するものとする。

5 この会議の議長は会長がこれに当たる。

6 会議に出席することが出来ない構成員は、あらかじめ通知された事項について意見を述べ、また会議の結果についての情報を求めることができる。

7 この会議の議事については、会議の内容を記録作成し保存する。

(委員会、部会)

第 40 条 この法人に、理事会の決議を経て専門事項を調査研究するため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の組織、構成及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 3 委員および部会員は、会長がこれを委嘱する。委員および部会員は、無報酬とする。ただし、会長が必要と認めた者には報酬等を支給することが出来る。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第42条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。
- 4 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出して、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 第2項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書、並びに公益目的支出計画実施報告書については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 5 第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の承認を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の手続を経

なければならない。

(剰余金の処分制限)

第46条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

(解散)

第50条 この法人は、法令で定められた事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は、上山健治郎とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。⇒第 4 条

附 則

この定款は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。⇒第 40 条

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 25 日から施行する。⇒第 4 条